

財務委員会 規約

(目的)

第 1 条

公益社団法人日本放射線腫瘍学会(以下「本会」という)定款第 61 条および委員会通則に基づき、財務委員会(以下「委員会」という)を置く。

(業務)

第 2 条

委員会は次の各業務を行う。

- 本会の資産管理に関わる事項。
- 本会の収支予算の編成(予算予備審査含む)、予算執行(状況精査、一部経理)および収支決算に関わる事項。
- 中・長期に渡る財務計画に関わる事項。
- その他、本会の財務に関わる必要な事項。

(改正)

第 3 条

この規約は理事会の承認を得た上で改正できる。

付則

- この規約は 2024(令和 6)年 11 月 21 日より施行する。

総務委員会 規約

(目的)

第 1 条

公益社団法人日本放射線腫瘍学会(以下「本会」という)定款第 61 条および委員会通則に基づき、総務委員会(以下「委員会」という)を置く。

(業務)

第 2 条

委員会は次の各業務を行う。

- 本会の入会退会の審査等に関わる事項。
- 総会、理事会等における議案整理、および各委員会事業の調整に関わる事項。
- 学会事務局、事務所および事務局職員に関わる事項。
- 法令、契約等に関わる事項。

- 対外関係(外部団体、省庁等)に関する事項。
- その他、本会の庶務に関わる必要な事項。

(改正)

第3条

この規約は理事会の承認を得た上で改正できる。

付則

- この規約は2024(令和6)年11月21日より施行する。